

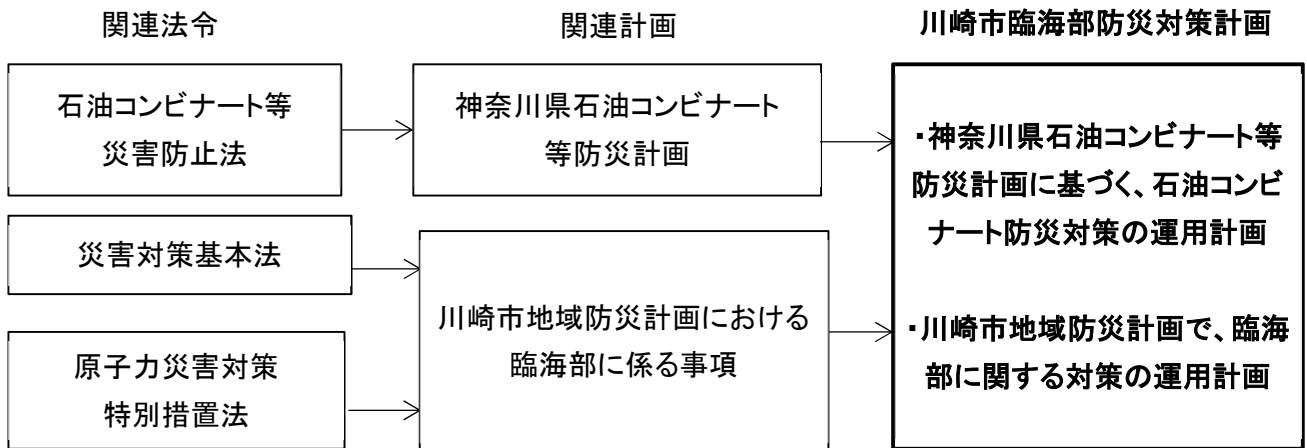
川崎市臨海部防災対策計画の
修正について
(概要)

令和2年3月

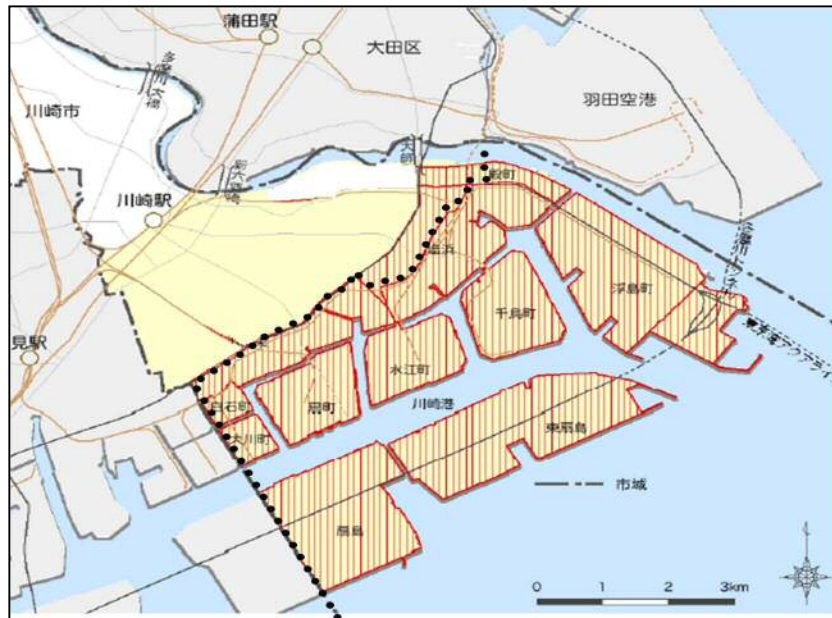
1 川崎市臨海部防災対策計画

主要地方道東京大師横浜線以南の地区を対象とし、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」及び「川崎市地域防災計画」を受け、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するための総合的運用計画として、平成25年4月に策定、平成29年11月に県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて修正（避難計画の具体化等）



■臨海部防災対策計画の体系



■臨海部エリア



<エリアの凡例>

	臨海部	対象地域は川崎市内における「主要地方道東京大師横浜」以南の地区
	石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域	石油精製業化学工業及び製鉄業等の特定事業所が所在

■計画の修正の経緯

東京国際空港の機能強化により、令和2年3月に新飛行経路の運用開始



令和元年度「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正



「川崎市臨海部防災対策計画」の修正

2 計画の構成及び内容

項目	主な内容
総則	＜本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき業務の大綱＞ 計画の方針、臨海部の概況、特定事業者等の措置、市・防災関係機関等の役割等
災害想定	＜石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要＞ 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要、津波災害、放射性物質等災害
災害予防計画	＜災害発生の未然防止、又は、被害を最小限に止めるため、日頃から行うべき措置等＞ 特定事業所の予防対策、防災関係機関の予防対策、公共施設の安全対策、津波対策、情報連絡体制の整備液状化・長周期地震動対策、帰宅困難者対策、情報提供等
応急対策	＜災害発生から応急対策終了に至るまで、初動対策及び応急対策に係る措置等＞ 防災組織体制、災害情報の収集・伝達、災害への防ぎょ活動、避難対策（避難の考え方、避難計画、避難の実施）救助・救急、医療救護対策、災害時の広報・広聴、警戒・警備、緊急輸送対策、災害救助法の適用、生活関連施設の応急復旧活動、放射性物質災害対策等
復旧・復興対策	＜被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置＞ 民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧、復興体制
東海地震に関する事前対策計画	＜大規模地震対策特別措置法に定める、警戒宣言発令時の事前対策＞ 計画の目的、予防対策計画、地震防災応急対策

3 主な修正の内容

(1) 東京国際空港の機能強化に伴う修正

<現状の航空機事故に対する防災計画>

- ①航空機事故に対する計画は「川崎市地域防災計画 都市災害編」に記載済
- ②東京国際空港から半径9 km以内の事故は東京空港事務所の「東京国際空港緊急計画」に基づき対応

<神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正に関する東京国際空港の機能強化に関する項目>

第4編 災害予防計画 第2章 関係行政機関等における予防対策 第7節 航空機事故による災害の防止
<削除>

- ・東京国際空港に離着陸する航空機は、原則として、特別防災区域上空を避け適切な飛行ルートを取らせる。

<追記>

- ・特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）での事故・災害発生時には、救助活動の妨げとならぬよう、状況に応じて配慮した運用を行う。



川崎市臨海部防災対策計画に航空機事故に関する記載がなかったことから下記文言を追記

第3部 災害予防計画

第2章 防災関係機関における予防対策

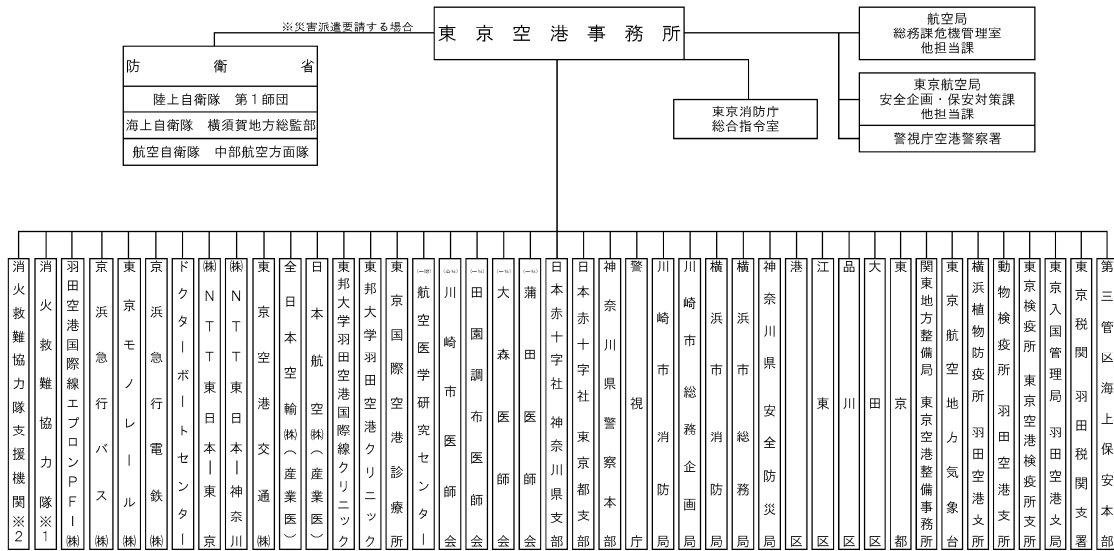
第6節 航空機事故における災害の防止（新設）

航空機事故における災害については、「川崎市地域防災計画 都市災害対策編 第6章 航空災害の防災計画」に記載の通り、東京国際空港を中心とするおおむね半径9 km円内における災害対応にあたっては、国土交通省東京航空局東京空港事務所策定の「東京国際空港緊急計画」に基づき行うものとする。

「東京国際空港緊急計画」において、空港周辺における航空機事故の発生又は発生する恐れがある場合は、空港管理者である東京空港事務所が現地対策本部、そして、現地を管轄する地方自治体が必要に応じて現地連絡調整所を設置して、関係機関で消火救難活動及び医療救護活動等を行うものとしており、関係機関は「東京国際空港緊急計画」による他、地域防災計画等に基づき対応する。

東京国際空港緊急計画連絡協議会 構成関係機関一覧表

(別紙1)



※1 消火救難協力隊

日本航空(株)	東京国際空港ターミナル(株)
全日本空輸(株)	東京国際エアカーゴターミナル(株)
スカイマーク(株)	三菱石油(株)
(株)AIRDO	ANAエアポートサービス(株)
(株)ソラシドエア	羽田ターミナルサービス(株)
(株)スターフライヤー	(株)JALグランドサービス
日本空港ビルデング(株)	CKTS(株)
空港施設(株)	

※2 消火救難協力隊支援機関(外国航空会社等)

別紙3のとおり

消火救難協力隊支援機関(外国航空会社等) 34社

1 アシアナ航空	21 アビエーション株式会社
2 アイジア・ルクス・パハド	22 羽田ターミナルサービス
3 エバー航空	23 三井物産株式会社
4 韓航航空	24 日本航空株式会社
5 中国国際航空(香港)航空	25 全日空株式会社
6 中国国際航空(中国)航空	26 日本航空株式会社
7 ガルダ・インドネシア航空	27 日本航空株式会社
8 ノイロップ航空	28 日本航空株式会社
9 カタール航空	29 日本航空株式会社
10 エア・カナダ	30 日本航空株式会社
11 エミレーツ航空	31 日本航空株式会社
12 中国国際航空(中国)航空	32 日本航空株式会社
13 タイ国際航空	33 日本航空株式会社
14 中華航空	34 日本航空株式会社
15 中国国際航空(中国)航空	
16 中国国際航空(中国)航空	
17 中国国際航空(中国)航空	
18 中国国際航空(中国)航空	
19 アルタム航空	
20 中国国際航空(中国)航空	

平成31年2月12日現在

(2) 改正災害救助法の実施に伴う修正、高潮浸水想定指定・公表に伴う追記

○改正災害救助法の実施に伴う修正

災害救助法の救助実施市の指定に伴い、救助の実施等の市の責務、県等との連携に関する事項等を修正

○高潮浸水想定指定・公表に伴う追記

平成31年4月に神奈川県が水防法に基づく高潮浸水想定区域を指定・公表したことから、浸水想定等を追記

※「令和元年度 川崎市地域防災計画 風水害編の修正」と同様の内容

4 パブリックコメントの結果

(1) 意見の募集期間

令和2年2月7日(金) から令和2年3月9日(月) まで

(2) 資料閲覧場所

各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)並びに総務企画局危機管理室

(3) 意見提出

3通(FAX1通、市ホームページフォームメール2通) 8件

(4) 御意見の主な内容と対応

パブリックコメント手続き実施の結果、医療機関の離着陸場の現状を踏まえた修正、「東京国際空港緊急計画」の関連箇所の記載等の追記の御意見の他は、「施策に対する質問・要望」の御意見であったため、一部用語の説明等を修正・追記した上で、当初の改定案のとおり計画を策定し、施策を進めることとします。

5 計画修正の説明・周知等

○市民向け：川崎区自主防災組織連絡協議会役員会・総会、川崎区避難所運営会議全体会 等

○事業所向け：川崎市防災会議、川崎臨海部防災協議会、川崎臨海部活性化推進協議会、京浜臨海部コンビナート高度化検討会議 等